

議案第 24 号

手数料条例の一部を改正する条例制定について

手数料条例（平成 12 年条例第 3 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 4 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「

<p>3.3 一般廃棄物処理手数料</p>	<p>ごみ処理手数料</p>	<p>(1) 指定袋 燃やせるごみ 20リットル1枚につき 22円 45リットル1枚につき 49円 燃えないごみ 30リットル1枚につき 33円 空きビン、ペットボトル 30リットル1枚につき 33円 空きカン 30リットル1枚につき 33円 その他プラスチック 30リットル1枚につき 33円 (2) 処理券 資源ごみ 10kgにつき 33円 粗大ごみ 10kgにつき 33円</p>	<p>交付のとき</p>
-----------------------	----------------	---	--------------

」を「

<p>3.3 一般廃棄物処理手数料</p>	<p>ごみ処理手数料</p>	<p>(1) 指定袋 燃やせるごみ 10リットル1枚につき</p>	<p>交付のとき</p>
-----------------------	----------------	---	--------------

		き 12円 20リットル1枚につ き 22円 45リットル1枚につ き 49円 燃えないごみ 30リットル1枚につ き 33円 空きビン、ペットボトル 30リットル1枚につ き 33円 45リットル1枚につ き 49円 空きカン 30リットル1枚につ き 33円 その他プラスチック 30リットル1枚につ き 33円 (2) 処理券 資源ごみ 10kgにつ き 33円 粗大ごみ 10kgにつ き 33円	
--	--	---	--

」に改め、同表38の項を削り、39の項を38の項とし、以下1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。